

亶理町監査委員告示 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により指定管理団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 6月 9日

亶理町監査委員 澤 井 俊 一

亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成29年 5月29日（月）

2 監査の対象

平成28年度における指定管理団体の中から次の団体を抽出し監査を実施した。

- (1) 亶理駅西自転車等駐車場、亶理駅東自転車等駐車場、
及び、亶理駅東駐車場

所管課：施設管理課

指定管理団体：公益社団法人 亶理町シルバー人材センター

3 監査の内容

上記所管課については導入した目的、趣旨は生かされているか、指導監督は適正に行われているか。また、指定管理団体については基本協定書及び年度協定書に基づき事業が施行されているか、会計処理は適正に行われているか。団体代表者等から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記指定管理団体及び所管課については、基本協定書及び年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務内容及び履行方法は適正に執行されていると認められた。

亶理駅西自転車等駐車場

亶理駅東自転車等駐車場

亶理駅東駐車場

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理団体	公益社団法人 亶理町シルバー人材センター
指定管理料	10,617,000円
所管課	施設管理課

2 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に執行された亶理駅西自転車等駐車場、亶理駅東自転車等駐車場、亶理駅東駐車場の指定管理委託に関する事業について

3 監査の実施日

平成29年5月29日（水）午後1時35分から午後2時32分まで

4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

駐輪駐車場の整理整頓、修繕、応対等に管理人全員で取り組み、毎日巡回を実施するとともに、放置自転車の解消について検討し、施設の安全確保に努めている。

また、接遇研修を開催することで利用者へのサービス向上に努めている。

更に、管理業務をシルバー事業で取り組むことにより、高齢者の能力を生かした施設の管理と住民サービスを広く地域社会に提供し、活力ある地域社会作りに寄与している。

2 監査の結果

亶理駅西自転車等駐車場、亶理駅東自転車等駐車場、亶理駅東駐車場の指定管理者である亶理町シルバー人材センターおよび所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、適正に執行されていると認められた。